

令和 3 年

上尾市教育委員会第 1 回臨時会 議案

## 議 案 名

議案第 1 号	令和 2 年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出 について -----	1
議案第 2 号	令和 3 年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出につ いて -----	7
議案第 3 号	上尾市幼児教育推進協議会条例の制定に係る意見の申 出について -----	1 5
議案第 4 号	上尾市就学支援委員会条例の制定に係る意見の申出に ついて -----	1 8
議案第 5 号	上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例の制定 に係る意見の申出について -----	2 1
議案第 6 号	学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する 条例の制定に係る意見の申出について -----	2 4
議案第 7 号	上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に 係る意見の申出について -----	2 5

【 白紙 】

議案第1号

令和2年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

下記のとおり、令和2年度上尾市一般会計補正予算について、市長に意見を申し出る。

令和3年2月10日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

記

1 歳入補正（教育関係）

款	項	補正額	補正前予算額	補正後予算額
15 国庫支出金	2 国庫補助金	△20,147 千円	141,267 千円	121,120 千円
17 財産収入	1 財産運用収入	△1 千円	5 千円	4 千円
22 市債	1 市債	59,100 千円	217,500 千円	276,600 千円

2 歳出補正（教育費）

款	項	補正額	補正前予算額	補正後予算額
9 教育費	1 教育総務費	△38,351 千円	1,249,724 千円	1,211,373 千円
	2 小学校費	△77,972 千円	1,284,162 千円	1,206,190 千円
	3 中学校費	△40,358 千円	634,147 千円	593,789 千円
	5 社会教育費	△24,358 千円	814,344 千円	789,986 千円
	6 保健体育費	△77,916 千円	1,719,757 千円	1,641,841 千円
	計	△258,955 千円	5,744,889 千円	5,485,934 千円

3 繰越明許費補正（教育費）

款	項	事業名	金額
9 教育費	2 小学校費	小学校コンピュータ整備事業	8,036 千円
9 教育費	3 中学校費	中学校コンピュータ整備事業	4,383 千円
9 教育費	6 保健体育費	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業	8,901 千円

## 提案理由

令和 2 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 3 号）の教育に関する事務の部分の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

(参考) 所属別事業別歳出補正額

● 教育総務課

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>学校施設更新計画策定事業</b>	<b>△ 6,339</b>
12委託料	△ 6,339
<b>小学校管理運営事業</b>	<b>△ 17,643</b>
10需用費	△ 11,913
18負担金、補助及び交付金	△ 5,730
<b>小学校コンピュータ整備事業</b>	<b>△ 59,595</b>
12委託料	589
13使用料及び賃借料	△ 24,557
17備品購入費	△ 35,627
<b>小学校図書整備事業</b>	<b>△ 734</b>
11役務費	△ 734
<b>中学校管理運営事業</b>	<b>△ 20,182</b>
10需用費	△ 10,802
12委託料	△ 2,383
13使用料及び賃借料	△ 2,383
18負担金、補助及び交付金	△ 4,614
<b>中学校コンピュータ整備事業</b>	<b>△ 20,176</b>
12委託料	2,042
13使用料及び賃借料	△ 6,341
17備品購入費	△ 15,877

● 生涯学習課

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>文化芸術振興事業</b>	<b>4</b>
24積立金	4
<b>公民館管理運営事業</b>	<b>△ 2,183</b>
12委託料	△ 2,183

● スポーツ振興課

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>スポーツ大会・教室等開催事業</b>	<b>△1,405</b>
7報償費	△771
13使用料及び賃借料	△634
<b>スポーツ活動推進事業</b>	<b>△4,288</b>
1報酬	△4,288
<b>東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業</b>	<b>△7,302</b>
10需用費	△4,651
12委託料	△2,054
13使用料及び賃借料	△597
<b>市民体育館管理運営事業</b>	<b>3,079</b>
18負担金、補助及び交付金	3,079

● 図書館

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>図書館運営事業</b>	<b>△21,512</b>
12委託料	△21,512
<b>図書館施設管理事業</b>	<b>△667</b>
12委託料	△667

● 学務課

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>教職員人事及び就学事務事業</b>	<b>△1,569</b>
12委託料	△987
13使用料及び賃借料	△582

## ● 指導課

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>学習支援事業</b>	<b>5,604</b>
18負担金、補助及び交付金	5,604
<b>指導方法改善事業</b>	<b>△4,047</b>
17備品購入費	△4,047
<b>小中学校音楽会開催事業</b>	<b>△1,546</b>
7報償費	△28
10需用費	△24
12委託料	△1,447
13使用料及び賃借料	△4
18負担金、補助及び交付金	△43
<b>A L T 活用事業</b>	<b>△26,467</b>
12委託料	△26,467
<b>児童生徒体力向上推進事業</b>	<b>△2,026</b>
7報償費	△108
10需用費	△28
12委託料	△1,890
<b>中学生社会体験チャレンジ事業</b>	<b>△776</b>
10需用費	△404
11役務費	△372
<b>中学校吹奏楽演奏会開催事業</b>	<b>△239</b>
7報償費	△28
10需用費	△19
12委託料	△192
<b>学校家庭連携推進事業</b>	<b>△946</b>
11役務費	△242
12委託料	△704



● 学校保健課

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>学校環境衛生検査事業</b>	<b>△5,125</b>
10需用費	△5,125
<b>児童生徒安全推進事業</b>	<b>△6,050</b>
10需用費	△6,050
<b>感染症対策等の学校教育活動継続支援事業</b>	<b>8,901</b>
10需用費	8,901
<b>準要保護児童生徒給食費援助事業</b>	<b>△16,864</b>
19扶助費	△16,864
<b>小学校給食管理運営事業</b>	<b>△3,692</b>
10需用費	△3,692
<b>小学校給食室衛生管理推進事業</b>	<b>△5,513</b>
12委託料	△5,513

● 中学校給食共同調理場

(単位：千円)

事業名	補正額
<b>調理場備品等整備事業</b>	<b>△9,680</b>
14工事請負費	△9,680
<b>中学校給食調理業務委託事業</b>	<b>△25,177</b>
12委託料	△25,177
<b>中学校給食共同調理場管理運営事業</b>	<b>△4,800</b>
10需用費	△4,000
13使用料及び賃借料	△800

議案第2号

令和3年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について

下記のとおり、令和3年度上尾市一般会計予算について、市長に意見を申し出る。

令和3年2月10日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

記

1 歳入予算（教育関係）

款	項	令和3年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
14 使用料及び手数料	1 使用料	22,366 千円	23,140 千円	△774 千円
15 国庫支出金	2 国庫補助金	8,879 千円	9,444 千円	△565 千円
	3 委託金	0 千円	270 千円	△270 千円
16 県支出金	2 県補助金	26,022 千円	20,023 千円	5,999 千円
17 財産収入	1 財産運用収入	0 千円	1 千円	△1 千円
18 寄附金	1 寄附金	0 千円	1 千円	△1 千円
19 繰入金	1 基金繰入金	0 千円	1,805 千円	△1,805 千円
21 諸収入	3 貸付金元利収入	6,946 千円	7,210 千円	△264 千円
	6 雑入	5,260 千円	7,187 千円	△1,927 千円
22 市債	1 市債	1,019,200 千円	376,800 千円	642,400 千円

2 歳出予算（教育費）

款	項	令和3年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
9 教育費	1 教育総務費	1,109,266 千円	1,224,483 千円	△115,217 千円
	2 小学校費	1,449,016 千円	1,250,724 千円	198,292 千円
	3 中学校費	883,389 千円	535,182 千円	348,207 千円
	4 幼稚園費	30,578 千円	42,755 千円	△12,177 千円
	5 社会教育費	823,349 千円	814,344 千円	9,005 千円
	6 保健体育費	1,726,635 千円	1,703,162 千円	23,473 千円
	合計		6,022,233 千円	5,570,650 千円

## 提案理由

令和 3 年度上尾市一般会計予算の教育に関する事務の部分の編成について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

(参考) 所属別事業別予算額 (職員人件費を除く)

● 教育総務課

(単位: 千円)

	事業名	令和3年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	教育委員会運営事業	4,636	4,697	△61
2	教育委員会事務局事業	2,013	2,257	△244
3	市費学校職員健康診断事業	424	420	4
4	学校環境美化推進事業	71,457	69,071	2,386
	学校事務非常勤職員配置事業	0	13	△13
5	入学準備金・奨学金貸付事業	6,464	7,524	△1,060
6	教育振興基本計画策定事業	320	449	△129
	学校施設更新計画策定事業	0	27,491	△27,491
7	学校施設更新計画推進事業	22,342	0	22,342
8	小学校管理運営事業	1,064,173	888,983	175,190
9	小学校コンピュータ整備事業	311,156	281,060	30,096
	緑のカーテン整備事業	0	600	△600
10	小学校図書整備事業	15,536	17,263	△1,727
11	小学校教育教材整備事業	15,938	17,704	△1,766
12	中学校管理運営事業	651,085	335,198	315,887
13	中学校コンピュータ整備事業	149,755	116,410	33,345
14	中学校図書整備事業	11,833	13,148	△1,315
15	中学校教育教材整備事業	12,016	13,349	△1,333
16	幼稚園管理運営事業	1,537	3,015	△1,478

● 生涯学習課

(単位：千円)

事業名		令和3年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	人権教育推進事業	1,042	1,122	△80
2	社会教育委員会議運営事業	240	324	△84
3	生涯学習指導者活動推進事業	273	349	△76
4	社会教育団体等補助事業	548	608	△60
5	家庭教育推進事業	144	495	△351
6	成人式事業	1,179	1,037	142
7	学校施設開放(生涯学習)事業	3,235	3,429	△194
8	文化芸術振興事業	677	853	△176
	美術展覧会事業	0	1,055	△1,055
	市民音楽祭事業	0	186	△186
9	上尾市ギャラリー管理運営事業	18,222	18,211	11
10	大学等との連携による生涯学習推進事業	100	265	△165
11	放課後子供教室運営事業	2,963	3,175	△212
12	生涯学習課一般事務費	121	177	△56
13	公民館講座事業	2,466	3,740	△1,274
14	公民館管理運営事業	126,866	99,931	26,935
15	公民館運営審議会運営事業	174	177	△3
16	人権教育集会所運営事業	971	1,425	△454
17	人権教育集会所管理事業	8,648	13,124	△4,476
18	文化財調査・保存事業	1,521	1,834	△313
19	文化財保護審議会運営事業	114	142	△28
20	埋蔵文化財調査事業	2,809	4,478	△1,669
21	文化財保護啓発事業	913	967	△54
	「上尾の摘田・畑作用具」資料調査整備事業	0	369	△369
22	「上尾の摘田・畑作用具」保存活用事業	454	0	454
23	歴史資料調査事業	1,651	2,605	△954
24	市史担当分室及び資料室管理事業	276	307	△31

● 図書館

(単位：千円)

事業名		令和3年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	図書館運営事業	232,420	219,109	13,311
2	図書館施設管理事業	47,268	40,628	6,640
3	図書館資料整備事業	33,026	35,021	△1,995
4	視聴覚ライブラリー事業	391	452	△61
5	子どもの読書活動支援センター運営事業	1,228	1,351	△123
6	ブックスタート事業	982	2,948	△1,966
7	セカンドブックスタート事業	1,907	2,646	△739

● スポーツ振興課

(単位：千円)

事業名		令和3年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	スポーツ推進審議会運営事業	188	8,076	△7,888
2	スポーツ大会・教室等開催事業	19,564	19,168	396
3	学校施設開放(スポーツ振興)事業	3,159	17,984	△14,825
4	スポーツ活動推進事業	5,015	5,446	△431
	全国中学生空手道選抜大会開催支援事業	0	1,000	△1,000
	全国高等学校総合体育大会開催事業	0	6,063	△6,063
5	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業	38,263	33,038	5,225
6	スポーツ振興課一般事務費	367	638	△271
7	屋外スポーツ施設管理運営事業	133,899	78,704	55,195
8	市民体育館管理運営事業	61,138	60,805	333

● 学務課

(単位：千円)

事業名		令和3年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
	代替臨時教職員派遣事業	0	1	△1
	特別支援学級補助員派遣事業	0	66	△66
	学級支援員派遣事業	0	88	△88
1	通学区域検討事業	114	142	△28
2	教職員人事及び就学事務事業	3,986	8,337	△4,351
3	通学区見直し区域登下校サポート事業	173	179	△6
4	教育関係団体振興推進事業	1,905	1,924	△19
5	外国人学校児童生徒保護者補助事業	288	456	△168
6	小学校就学援助費補助事業	36,400	39,686	△3,286
7	小学校特別支援教育就学奨励事業	5,813	5,428	385
8	中学校特別支援学級設置事業	14,663	10,753	3,910
9	中学校就学援助費補助事業	32,817	32,275	542
10	中学校特別支援教育就学奨励事業	3,260	4,289	△1,029

● 指導課

(単位：千円)

事業名		令和3年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	人権教育推進事業	1,177	1,320	△143
2	学校教育支援事業	3,006	0	3,006
	学習支援事業	0	126	△126
	魅力ある学校づくり事業	0	3,255	△3,255
3	教科用図書等整備事業	7,794	8,151	△357
4	指導方法改善事業	53,969	133,985	△80,016
	教育研究開発事業	0	270	△270
5	音楽会等開催事業	767	0	767
	小中学校音楽会開催事業	0	1,546	△1,546
	中学校吹奏楽演奏会開催事業	0	349	△349
6	中学校部活動支援事業	3,661	3,741	△80
	中学生海外派遣研修事業	0	10,729	△10,729
7	児童生徒体力向上推進事業	5,129	4,919	210
8	特別支援教育推進事業	243	255	△12

事業名		令和3年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
9	中学生社会体験チャレンジ事業	703	836	△133
10	いじめ対策等生徒指導推進事業	7,547	0	7,547
	いじめ根絶対策事業(防止事業)	0	7,188	△7,188
	生徒指導推進事業	0	1,083	△1,083
11	学力向上支援事業	8,152	7,675	477
12	幼稚園・保育所と小学校の連携推進事業	144	92	52
13	コミュニティ・スクール推進事業	1,806	0	1,806
	コミュニティ・スクール研究推進事業	0	1,350	△1,350
	元気な学校をつくる地域連携推進事業	0	439	△439
14	英語教育推進事業	137,836	20,836	117,000
	A L T活用事業	0	139,164	△139,164
15	学校家庭連携推進事業	1,188	0	1,188
16	指導課一般事務費	167	186	△19

● 教育センター

(単位：千円)

事業名		令和3年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	教育センター管理運営事業	627	583	44
2	さわやか相談室運営事業	168	184	△16
3	不登校対策事業	731	877	△146
4	教育相談事業	239	250	△11
5	就学支援委員会運営事業	480	509	△29
6	いじめ根絶対策事業(相談事業)	136	100	36



● 学校保健課

(単位：千円)

事業名		令和3年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	幼稚園環境衛生検査及び健康診断事業	364	364	0
2	要保護児童生徒医療費援助事業	149	203	△54
3	学校健康診断及び健康管理事業	81,310	80,893	417
4	教職員健康管理事業	23,937	18,118	5,819
5	学校環境衛生検査事業	16,318	15,894	424
6	保健室管理運営事業	4,444	4,826	△382
7	児童生徒安全推進事業	22,012	21,559	453
8	学校安全パトロール事業	4,959	5,012	△53
9	通学路安全対策事業	1,800	2,072	△272
10	学校保健課一般事務費	879	1,159	△280
11	準要保護児童生徒給食費援助事業	84,275	88,768	△4,493
12	小学校給食室設備整備事業	36,761	40,540	△3,779
13	小学校給食食器更新事業	2,772	4,423	△1,651
14	小学校給食管理運営事業	34,416	34,486	△70
15	小学校給食室衛生管理推進事業	26,377	28,637	△2,260

● 中学校給食共同調理場

(単位：千円)

事業名		令和3年度 予算額	前年度 予算額	比較増減
1	調理場備品等整備事業	78,176	133,269	△55,093
2	中学校給食調理業務委託事業	275,200	217,140	58,060
3	中学校給食献立作成事業	138	138	0
4	中学校給食共同調理場管理運営事業	61,496	61,935	△439

### 議案第3号

上尾市幼児教育推進協議会条例の制定に係る意見の申出について

上尾市幼児教育推進協議会条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和3年2月10日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市幼児教育推進協議会条例

(設置)

第1条 幼児教育の推進を図るため、上尾市幼児教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 幼児教育の推進に関する調査研究に関すること。
- (2) 幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。次条第2項において同じ。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。次条第2項において同じ。）及び保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。次条第2項において同じ。）と小学校との連携の具体的な推進に関すること。
- (3) その他幼児教育の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 幼児教育に関し学識経験のある者
- (2) 市内に設置されている保育所において保育事業に携わる者
- (3) 市内に設置されている幼稚園又は認定こども園において幼児教育に携わる者
- (4) 市立小学校の校長を代表する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員は、自己に直接利害関係のある議事については、加わることができない。ただし、協議会の会議において議決による同意があったときは、この限りでない。

(関係者の会議への出席等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。  
 (上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。  
 第1条の2第27号の2の次に次の1号を加える。  
 (27)の3 幼児教育推進協議会委員  
 別表第1の27の2の項の次に次のように加える。

27	幼児教育推進協議会	
の3	委員長	日額 7,000円
	委員	日額 6,000円

#### 提案理由

幼児期の教育の推進に関する事項を調査審議するため、附属機関として上尾市幼児教育推進協議会を設置することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

## 議案第4号

上尾市就学支援委員会条例の制定に係る意見の申出について

上尾市就学支援委員会条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和3年2月10日提出

上尾市教育委員会教育長 池野和己

上尾市就学支援委員会条例

(設置)

第1条 上尾市立小・中学校に就学を予定し、又は就学をしている児童又は生徒で、障害があるもの（以下「対象児童生徒」という。）の適切な就学に係る教育的支援を図るため、上尾市就学支援委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議を行う。

- (1) 対象児童生徒の障害の種類及び程度の判断に関すること。
- (2) 対象児童生徒の就学に係る教育的支援に関すること。
- (3) その他障害があるため教育上特別な措置を必要とする児童又は生徒の就学に係る教育的支援に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員21人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 医師
- (2) 学識経験者
- (3) 障害福祉に係る機関の職員
- (4) 特別支援学校の教職員
- (5) 上尾市立小学校及び中学校の校長及び教員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長及び副委員長の任期は、2年とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査専門員)

第7条 委員会に、特定の事項を調査研究させるため、調査専門員を置くことができる。

2 調査専門員は、教育委員会の事務局又は所管に属する機関の職員のうちから、教育委員会が任命する。

3 調査専門員の任期は、当該特定の事項の調査研究に必要な期間とする。

(部会)

第8条 委員会は、特定の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び調査専門員をもって構成する。

3 部会に、部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が、部会の運営に関し必要な事項は部会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第27号の3の次に次の1号を加える。

(27)の4 就学支援委員会委員

別表第1の27の3の項の次に次のように加える。

27 の4	就学支援委員会委員	日額 20,000円
----------	-----------	------------

提案理由

障害がある児童又は生徒の適切な就学に係る教育的支援を図るため、附属機関として上尾市就学支援委員会を設置することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

## 議案第 5 号

上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例の制定に係る意見の申出について

上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和 3 年 2 月 1 0 日提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会条例  
(設置)

第 1 条 有形の民俗文化財（文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する民俗文化財をいう。）である上尾の摘田・畑作用具（以下単に「上尾の摘田・畑作用具」という。）の計画的な保存及び活用を図るため、上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 上尾の摘田・畑作用具の保存及び活用に関する計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 上尾の摘田・畑作用具の保存環境の整備に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、上尾の摘田・畑作用具の保存及び活用に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 1 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 文化財に関して優れた識見を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。



2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係機関の会議への出席等)

第7条 委員会は、その所掌事務に関し助言又は指導を得るため、文化庁、埼玉県教育委員会その他の関係機関に対し、会議への出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(文化財保護審議会への報告)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会における調査審議の状況を上尾市文化財保護条例(平成18年上尾市条例第8号)第24条に規定する上尾市文化財保護審議会に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第28号の次に次の1号を加える。

(28)の2 上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会委員  
別表第1の28の項の次に次のように加える。

28 の2	上尾の摘田・畑作用具保存活用検討 委員会 委員長 委員	日額 7,000円 日額 6,000円
----------	--------------------------------------	------------------------

#### 提案理由

有形の民俗文化財である上尾の摘田・畑作用具の計画的な保存及び活用に関する事項を調査審議するため、附属機関として上尾の摘田・畑作用具保存活用検討委員会を設置することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

## 議案第 6 号

学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和 3 年 2 月 1 0 日 提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

学校職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、任命権者」の次に「（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 7 条第 1 項に規定する県費負担教職員にあっては、上尾市教育委員会。以下同じ。））」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 提案理由

常勤職員と異なる任用の特性を踏まえ、会計年度任用職員のサービスの宣誓の方法を改めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

## 議案第 7 号

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出  
について

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めることにつ  
いて、市長に意見を申し出る。

令和 3 年 2 月 1 0 日 提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例

上尾市立学校設置条例（昭和 3 9 年上尾市条例第 1 1 号）の一部を次のよ  
うに改正する。

第 1 条中「幼稚園、」を削る。

第 2 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の廃止）

第 2 条 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例（平成 2 7 年上尾市条  
例第 1 2 号）は、廃止する。

（上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の廃止に伴う経過措置）

第 3 条 この条例の施行前に上尾市立幼稚園で受けた子ども・子育て支援法  
（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条第 1 項若しくは第 2 8 条第 1 項第 1  
号の規定による特定教育・保育（教育に限る。）又は同項第 3 号の規定に  
よる特別利用教育に対する利用者負担額の徴収については、なお従前の例  
による。

（上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関  
する条例の一部改正）

第 4 条 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償  
に関する条例（昭和 4 3 年上尾市条例第 7 号）の一部を次のように改正す  
る。

第 1 条中「幼稚園、」を削る。

## 提案理由

上尾市立平方幼稚園の園児数の減少及び市内民間幼稚園・認定こども園の配置状況等、上尾市立平方幼稚園を取り巻く状況を総合的に勘案して同幼稚園を廃止することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。